

もしもの災害に備えて 避難行動要支援者名簿を作成します

☎【高齢者・要介護者】介護保険課高齢者サービス係(本館1階) ☎72-2111
☎【重度障がい者】福祉課障がい者福祉係(東別館1階) ☎72-2111

7月の豪雨では市内で人的被害はなかったものの、市内各地で住宅への浸水被害や道路の冠水が発生しました。このような災害時には、自力での避難が難しい高齢者や障がい者など(避難行動要支援者)に対して、避難情報の伝達や避難場所への誘導などの支援が必要になります。

市は、地域の支え合い・助け合いによって、要支援者を支援できる仕組みづくりを進めています。それを実現するには、普段から要支援者の情報を、地域や関係機関で共有することが大切となるため、要支援者のうち、地域への個人情報の提供を同意した人を集約した「避難行動要支援者名簿」を作成します。

名簿作成のため、アンケートにご協力ください

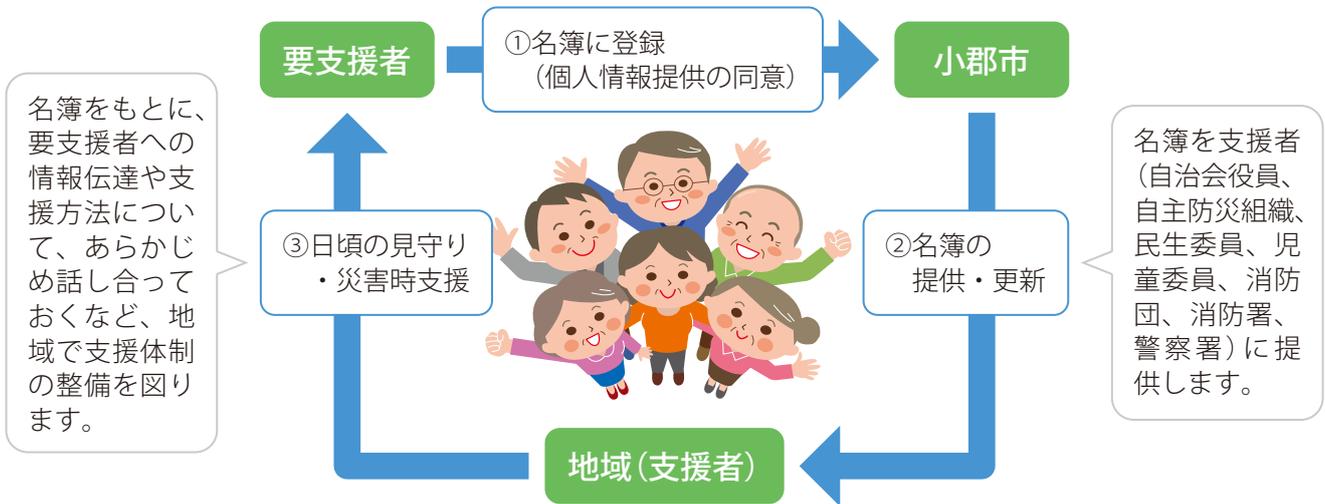
12月下旬、対象者に「災害時の支援に関するアンケート」を送付します。支援を希望する場合は、地域への個人情報の提供についての同意が必要となります。なお、支援が必要でない人は「必要ない」の項目にチェックし、返送してください。
※個人情報は、適正に管理します。また、地域での個人情報の取り扱いについても、適正に管理できるようルール作りなどについて支援を行います

回答締切 1月21日(月)

アンケート対象者

- ・70歳以上の単身世帯の人
- ・75歳以上の高齢者のみ世帯の人
- ・要介護3以上の人
- ・身体障害者手帳1～2級の人
- ・療育手帳A1～A3の人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の人

支援のイメージ



地域の支援について

この制度は、日頃の地域のつながりによって、災害時の避難支援につなげ、避難行動要支援者の逃げ遅れによる被害を減らすためのものです。

地域による支援は、支援者自身や家族の安全確保ができたうえで、できる範囲でお願いするものです。このため、要支援者が必ず支援を受けられることを保証するものではなく、支援者が法的義務や責任を負うものではありません。



市民みんなでサービスチェック(全24事業)の市長方針を公表します

問 財政課管財係 ☎ 72-2111

買い物弱者対策や空き家の利活用などの全24事業について、「市民みんなでサービスチェック(7月開催)」をはじめ、「市民と市長の対話集会(9~10月開催)」や有識者との意見交換会で、ご意見・ご提案をいただきました。これらを踏まえ、平成31年度以降の事業のあり方について、市長方針を決定しました。

市長方針は、1月上旬から下記のとおり公表します。また、市長が方針を表明し、各担当部長へ指示する模様(動画)を市ホームページで公開します。



閲覧場所 財政課(本館2階)、各校区コミュニティセンター、生涯学習センター、図書館、健康課(あすてらす1階)、市ホームページ(ホーム▶Web市長室▶市民みんなでサービスチェック)

高齢者用「肺炎球菌」の予防接種はお済みですか？

問 健康課健康推進係 ☎ 72-6666

対象 今までに高齢者用肺炎球菌ワクチンを接種したことがない人で、次の①または②に該当する人

①平成30年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人

②接種日時点で60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の病気の人、ヒト免疫不全ウイルスによる病気の人(身体障害者手帳1級程度)

接種期間 3月31日(日)まで

費用 3,000円

※市民税非課税世帯者と生活保護受給者は、確認書類を持参すれば費用が免除されます

※対象①に該当する人には、4月に案内を郵送しています。案内は、接種時に必要となりますので、紛失した場合はお問い合わせください

年末年始の業務のお知らせ

	12/28(金)	29(土)	30(日)	31(月)	1/1(火・祝)	2(水)	3(木)	4(金)
市役所		×	×	×	×	×	×	
ごみ収集		×	×	×	×	×		
し尿収集		×	×	×	×	×	×	
クリーンヒル宝満			×	×	×	×	×	
浄化槽清掃		×	×	×	×	×	×	×
コミュニティバス			×	×	×	×	×	

【固定資産税】家屋の新増築・解体のご連絡、償却資産や認定長期優良住宅などの申告はお早めをお願いします！

申口 税務課資産税係(本館1階) ☎72-2111

※各種申告書は、窓口、市ホームページ(ホーム▶申請書ダウンロード▶税金)で入手できます

新築・増築、解体の届け出

平成30年1月2日から平成31年1月1日までに建物(住宅・倉庫・車庫・店舗など)を**新築・増築、解体**した場合、平成31年度固定資産税に対する調査が必要です。まだ登記や調査がお済みでない場合はご連絡ください。

住宅用地継続申告について

既存の家屋(住宅)の所有者またはその家族が、平成31年1月1日現在で住宅を建替え中の場合、その土地は、1年度のみ継続して住宅用地の特例を受けることができます。申告が必要ですので、詳しくは、お問い合わせください。

住宅用地の申告

住宅の敷地として利用している土地(住宅用地)の固定資産税は、税負担が軽減されています。平成30年1月2日から平成31年1月1日までに、住宅用地の利用状況に変更がある人は、住宅用地特例の適用が変わりますので、申告が必要です。

対象となる場合

- 住宅を**新築・増築**した場合
- 住宅を**新たに取得**した場合
- 住宅を**解体**した場合
- 住宅を店舗・事務所などとして利用し始めた場合、または店舗・事務所などを住宅として利用し始めた場合
- 住居戸数の変更があった場合
- 土地の利用方法を変えた場合

※すでに家屋調査、滅失登記が済んでいる場合は、申告は不要です

申告方法

固定資産税の住宅用地等申告書に記入し、申告してください。別途関係書類を提出してもらった場合があります。

申告期限 1月31日(木)

新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置制度

平成30年1月2日から平成31年1月1日までに認定長期優良住宅を新築した人は、申告により、通常の新築軽減(3年間もしくは5年間)に代わり、次の減額期間が適用されます。

【減額される期間】

一般の住宅(平屋・2階建住宅等)	新築後5年間
3階以上の中高層耐火住宅等(マンション等)	新築後7年間

【減額内容】

住宅部分1戸当たりの床面積	税の減額率(該当家屋のみ)
50㎡～120㎡のもの	2分の1
120㎡～280㎡のもの	120㎡分に相当する税額の2分の1

対象家屋(住宅)

- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定される認定長期優良住宅
- 床面積が50㎡(一戸建て住宅以外の共同住宅の場合40㎡)以上280㎡以下のもの
- 併用住宅の場合、居住部分割合が2分の1以上で、かつ居住部分床面積が50㎡以上のもの

申告方法

長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書に記入し、認定長期優良住宅の認定通知書の写しを添えて、申告してください。

申告期限 1月31日(木)

認定長期優良住宅とは

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準(耐久性・可変性・維持管理の容易性)に基づき、行政庁の認定を受けて新築された住宅のことです。

償却資産の申告

平成31年1月1日現在で、市内に事業用資産(償却資産)を所有している法人または個人は、当該資産の申告が必要です。

すでに市に登録している所有者には、12月中旬に書類を郵送します。期限内に申告してください。

※新規の人はご連絡ください

申告期限 1月31日(木)

「おごおり福祉トーク！」を開催しました

☎ 福祉課地域福祉係 ☎ 72-2111

11月18日(日)、12月1日(土)の2回に渡り、あすてらすで市民ワークショップ「おごおり福祉トーク！」を開催しました。

このワークショップは、平成32年に策定予定の「第2次小郡市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に、皆さんのアイデアや意見を反映するために行ったものです。

第1回は、小郡市の福祉で「良いところ」「もっと良くしたいところ」をテーマに自由に話し合い、第2回では、「良いところを生かした取組」「もっと良くしたいところを改善する取組」を考えました。

高齢者や障がいのある人、子育て世代など、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすにはどうすればいいか。さまざまな年代の約60人が参加し、小郡市の福祉の未来について語り合いました。

※ワークショップの結果の詳細を、1月中旬ごろ市ホームページ(ホーム▶健康・福祉▶地域福祉▶第2次小郡市地域福祉計画・地域福祉活動計画▶市民ワークショップ(おごおり福祉トーク!))に掲載します



こんな意見が出ました！

小郡の福祉で良いところ

- ・地域で子どもの見守り活動が積極的に行われている
- ・福祉に関するさまざまな行事が行われている
- ・熱い思いや、アイデアをもった人が多い

良いところを生かした取組

- ・さりげなく無理のない見守りあい(高齢者と子どもが互いに見守りあうなど)
- ・ボランティア活動をもっと活発化させる
- ・地域の人々、特技をつなぐ(さまざまな活動の場の情報提供、地域活動への積極的な参加など)

小郡の福祉で もっと良くしたいところ

- ・高齢者などへの声かけを行う(特に孤立しがちな高齢者)
- ・防災(避難の際に支援が必要な人の把握、避難所のあり方など)
- ・健康、交流の取組
- ・人材の活用

もっと良くするための取組

- ・孤立しがちな高齢者が家から出るための取組(地域での積極的な声かけ、サロンへの呼びかけなど)
- ・防災に強いまちづくり(地域での役割分担、学習会の開催など)
- ・あすてらすの有効利用
- ・人材育成(サークル活動の情報提供や活性化など)